

第4章 人権教育・啓発の推進

1 人権教育

(1) 学校教育における人権教育

ア これまでの取組み

国は、「人権教育・啓発に関する基本計画」を受け、2008年(平成20年)に「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」(以下「第三次とりまとめ」という。)を公表し、「人権教育は、人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を基盤として、意識、態度、実践的な行動力など様々な資質や能力を育成し、発展させることを目指す総合的な教育である」ことを示しました。

本県では、「福岡県人権教育・啓発基本指針」(2003年(平成15年))を具体化し、学校教育における人権教育のさらなる充実を図るため、「第三次とりまとめ」をもとに「福岡県人権教育推進プラン」(2009年(平成21年))を作成しました。

その中で、人権教育を総合的・効果的に進めるために、「人権教育のための世界宣言」(2011年)等を踏まえて、下記の4つの基本的な視点を示し、就学前教育から小・中・高等学校教育を通して、児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れる、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながる人権教育を、様々な教育活動の中で推進してきました。

〔人権教育推進の基本的視点〕

- 1 全ての人が等しく学習機会を得て、自己の能力を最大限に伸ばす
(人権としての教育)
- 2 人権や人権問題について学び、理解を深める (人権についての教育)
- 3 人権が大切にされた環境で学ぶ (人権を通じての教育)
- 4 人権が大切にされる社会を目指す (人権のための教育)

イ 課題

学校においては、同和問題や障がいに関する差別発言や、インターネット上の差別的な書き込み、いじめの問題や規範意識や社会性が身につけていない子どもの問題等が明らかとなっています。

加えて、スマートフォン等の普及により、インターネット上に掲載されている人権問題に関する不確かな情報や、差別を助長する表現等の有害な情報に児童生徒が

日常的に触れる機会の問題があります。

また、教育を受ける権利が十分に保障されていない児童生徒の実態に加え、子どもの貧困対策の推進に関する法律などの個別的な人権課題に関する法律制定の趣旨を踏まえ、教育権を保障することそのものが人権であるという認識に立ち、一人ひとりの学力と進路の保障に努める必要があります。

さらに、指導する立場である教職員自身の、より一層の人権尊重の理念の理解・体得が必要であるという実態が、各種意識調査等からも明らかになっています。

ウ 施策の方向性

「県民意識調査」の結果を見ると、人権問題についての理解を深めるに当たっては、「学校での人権教育」が効果的な方法であると回答した人が多く、今後も学校教育における人権教育の充実を図ることが必要です。

(図3：人権問題について理解を深める効果的な方法)

このため、学校の教育活動全体を通して、児童生徒が、自分の人権だけでなく、他の人々の人権についても大切にし、自分らしさや能力を十分に発揮し、人権問題を主体的に解決していく力を身に付けることができるよう指導を更に深め充実することが重要です。

また、教職員の人権尊重の理念の理解・体得の必要があることから、児童生徒に対する確かな理解や実践的な指導力を高めるための研修の充実が求められています。

(ア) 就学前における教育の推進

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて大切な時期です。

この時期に人権尊重の精神の芽生えを育むことが重要であることを踏まえ、一人ひとりの幼児の家庭環境、生活状況やその背景を十分に理解し、幼稚園や保育所などの幼児教育では、心身の調和のとれた発達の基礎を築くことができるよう支援します。

(イ) 小・中・高等学校における教育の推進

同和教育の成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、人権教育のさらなる充実という視点から、方向性と取組みを明らかにした「福岡県人権教育推進プラン[学校教育における人権教育]」に基づいた取組みを推進します。

a 人権が尊重される学校づくり

児童生徒の人権尊重の精神の育成と学力と進路の保障のために、教科等指導、生徒指導、学習指導など、学校の教育活動を通じて、人権が尊重される「学習活動づくり」「人間関係づくり」「環境づくり」に取り組み、一人ひとりの児童生徒が自分が大切にされていると実感できる学校づくりを推進します。

b 校内推進体制の確立と充実

学校においては、人権教育に関して指導的役割を果たす人権教育担当者を要として、全職員による効果的・効率的な役割分担のもとに、校長を中心とした推進体制の確立とその機能の充実を図ります。

人権教育の推進に当たっては、目標の設定、指導計画の作成、点検・評価などの取組みを継続して行います。

c 人権を尊重した教育活動の展開

人権尊重の精神を育成していくため、「児童の権利に関する条約」の趣旨や「第三次とりまとめ」が示す内容を踏まえて、一人ひとりの人権を尊重した教育活動を展開することが重要です。

そのため、各学校において、児童生徒の実態や地域の実情等に応じて、人権教育の充実を目指した教育課程の編成、人権尊重の精神の育成(人権に関する知的理解の深化と人権感覚の育成)及び学力と進路の保障(自立・自己実現を図るための支援)のための取組みを推進します。

d 効果的な教材選定・開発

教科等の授業において、児童生徒の人権に関する知的理解の深化と人権感覚を育成する教材として、同和教育副読本「かがやき」、写真や動画を含むDVD版の人権教育学習教材集「あおぞら」及び「あおぞら2」の活用を推進します。

さらに、人権に関する知的理解の深化と人権感覚の育成を図る効果的な学習教材等の情報収集や調査研究を行い、教材の選定・開発を行います。

e 教職員研修の充実

教職員の人権意識、人権教育に関する調査の結果等を踏まえて、経験年数や職務に応じた研修を、系統的・計画的に実施し、人権尊重の理念の理解・体得や指導力の向上に努めます。

研修の際には、教職員が一人ひとりの児童生徒の大切さを強く自覚し、人権問題を自分自身の課題としてとらえ、その解決に向けた意志や態度、技能を身に付け、日常の実践行動につなぐことができるよう、内容の充実を図ります。

f 家庭、地域、関係諸機関との連携及び校種間の連携

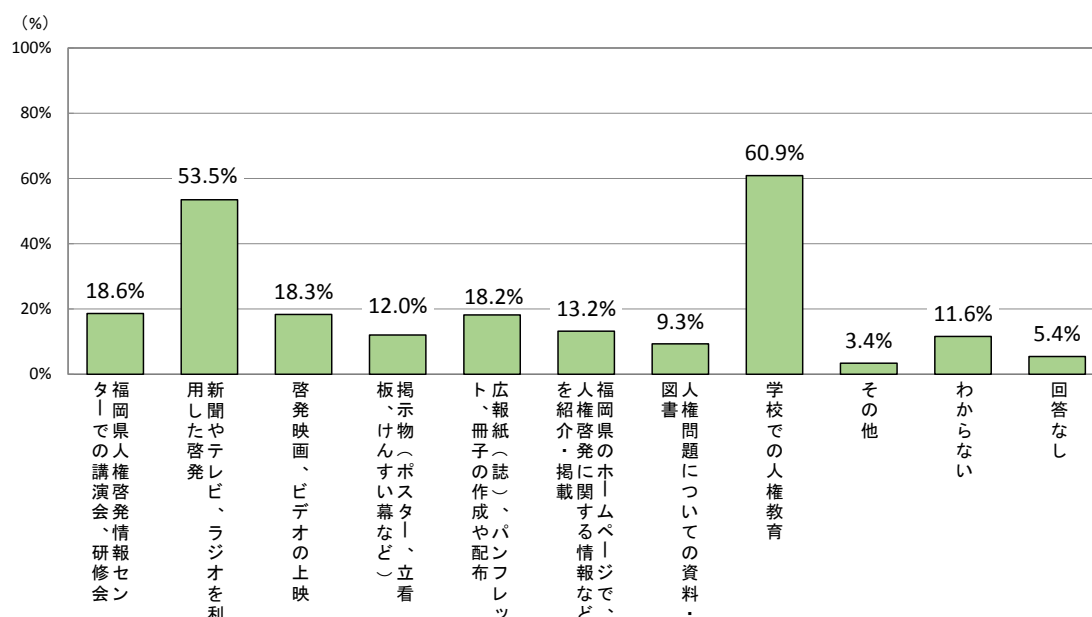
学校における人権教育は、家庭、地域、関係諸機関の人々をはじめ、多くの人々に支えられてその効果が十分に発揮されることから、地域の実情を踏まえ、家庭、地域、関係諸機関との連携を図るとともに、小学校と中学校などの校種間の連携を図り、児童生徒の発達段階に応じた取組みを推進します。

(ウ) 大学等における教育の推進

大学等における人権教育については、自主的な取組みが期待されるところであり、特に、将来、教職員をはじめとする人権にかかわりの深い特定の職業を目指す学生に対して、人権尊重の理念の理解・体得を図る講義や体験活動等の充実を図ります。

図3

人権問題について理解を深める効果的な方法



(2) 社会教育における人権教育

ア これまでの取り組み

社会教育においては、県民の身近な所での教育が重要であることから、充実した人権教育が推進されるよう、学習資料や冊子、人権教育指導者育成研修プログラムの作成・配布、人権教育・啓発担当者(以下「担当者」という。)の研修や指導者の養成等を行い、市町村教育委員会に対する支援を実施してきました。

また、各市町村においては、それぞれの実態に応じて、地域住民に対する学習会や行政区懇談会、公民館等の社会教育施設での講座、住民団体・PTA等における研修会等が、社会教育の視点に立って実施されてきました。

同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人等に関する問題や、社会的な関心が高まっている人権課題等をテーマに、学習内容や方法についても体験活動や体験的参加型の手法を取り入れるなど、創意工夫した取り組みが推進されています。

イ 課題

同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人に対する偏見や差別に加え、インターネットによる人権侵害、性的指向や性自認を理由とする偏見や差別、外国人に対するヘイトスピーチなどの問題が顕在化しています。

「県民意識調査」では、人権問題に「あまり関心がない」と「ほとんど・まったく関心がない」と回答した人は、合わせて約3割となっており、引き続き人権尊重の意識を高める教育が求められています。

(図4：人権問題への関心度<属性別>)

また、福岡県立社会教育総合センターが2015年度(平成27年度)に行った「幼児(3・4・5歳児)を持つ保護者の子育てに関する調査」によると、「育児上、最も配慮していること」について、「思いやり(がある子に育てる)」が約3割となっており、子どもに豊かな心を育てほしいという保護者の願いが大きいことがうかがえます。

このようなことから、社会教育については、学校外において、幼児から高齢者に至るそれぞれのライフサイクルにおける多様な教育活動を展開し、人権尊重精神の育成を図ることが必要です。

ウ 施策の方向性

今後の社会教育における人権教育は、子どもから高齢者までを対象に、多様な学習機会を提供し、広く県民の間に、共生の心を醸成するとともに、改めて一人ひとりが人権についての理解と知識を深め、お互いの人権を尊重する社会の実現を図ることが必要です。

さらに、個別の人権課題に関する法整備等の進展を踏まえた研修内容の充実を図るとともに、経験の浅い担当者や指導者に対する支援を充実していきます。

(ア) 家庭教育に対する支援

家庭での教育は、幼児期から豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、善悪の判断など人間形成の基礎を育む上で重要な役割を果たすことから、子どもたちに対して、肯定的な自己認識力の育成を図るとともに、日常生活のあらゆる場面をとらえて、偏見を持たず差別をしないことなどを体得させることが必要です。

このため、家庭教育に関する学習機会や情報の提供を図るとともに、学校や地域と家庭が連携した活動を推進するなど、家庭での教育の支援に努めます。

(イ) 学習プログラムの開発・提供

*体験的参加型学習や参加者自らが主体的に学習内容を構築していく*参画型学習等の手法を取り入れるなど、多様な学習活動を創意工夫し、参加者のニーズに応じて、知識・態度・実践力を総合的にとらえ伸ばすことができるよう、効果的な学習プログラムの開発・提供に努めます。

(ウ) 教材・資料等の充実

人権問題に対する感性や人権への配慮が態度や行動に現れる人権感覚を育むために、人権教育を推進するための資料や冊子等の内容を充実させるとともに、鮮明なイメージで印象に残る学習効果がある視聴覚教材等の活用を図ります。

(エ) 担当者・指導者の育成

県民が人権問題を自らの課題として解決していくためには、市町村の担当者や地域において人権教育を先頭に立って推進していく指導者の役割が重要であることから、その育成及び資質の向上に努めます。

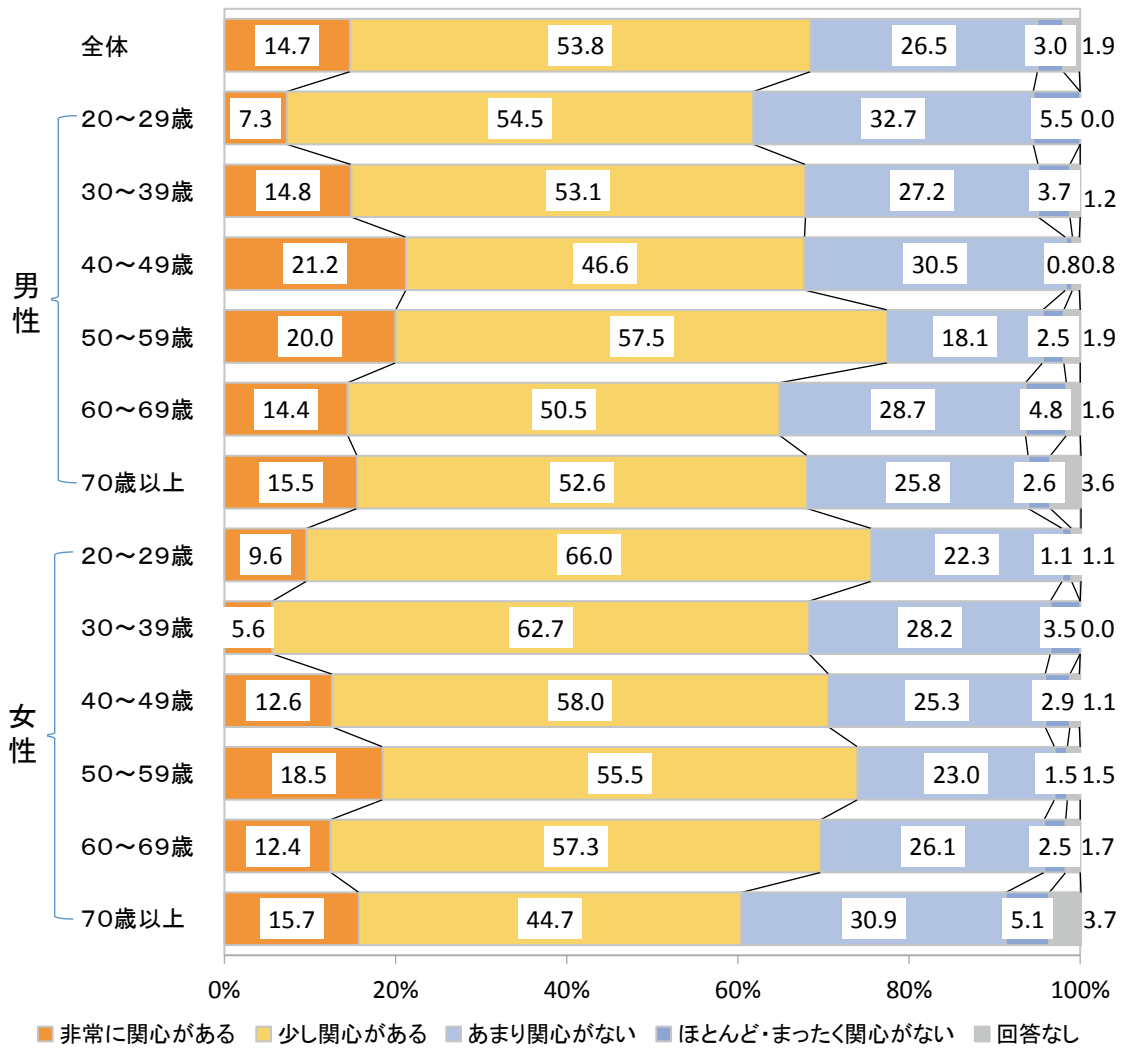
特に経験の浅い担当者や指導者に対し、研修を実施するなどの支援を図ります。

(オ) 学習機会の充実及び学校教育と社会教育の連携

公民館等の社会教育施設を中心として、地域の実情に応じ、人権に関する多様な学習機会の充実を図るとともに、学校教育と社会教育が連携し、人権を尊重するまちづくりが推進されるよう支援します。

図4

人権問題への関心度(属性別)



2 人権啓発

(1) 県民に対する人権啓発

ア これまでの取組み

国では、(公財)人権教育啓発推進センターにおいて、人権教育・啓発情報誌「アイユ」をはじめとする様々なパンフレット、冊子の作成や各種の啓発ビデオ等を制作するとともに、地方公共団体・企業等を対象とした研修やセミナーの開催などの啓発活動が実施されています。

県では、福岡県総合福祉センター(愛称「クローバープラザ」)、福岡県男女共同参画センター(愛称「あすばる」)、福岡県人権啓発情報センター(愛称「ヒューマン・アルカディア」)において、各施設のそれぞれの機能を生かし、地域福祉の向上、男女共同参画社会の形成や人権意識の高揚を目指して様々な啓発活動に取り組んでいます。

福岡県人権啓発情報センターでは、県民啓発の拠点施設として、同和問題に関する歴史や生活、文化を紹介する常設展示を行うとともに、今日的な人権課題や社会的な関心が高まっている人権問題等をテーマとした特別展を開催しています。

また、*「人権週間」や*「同和問題啓発強調月間」を中心に、街頭啓発、講演会、テレビCMや啓発ラジオ番組の放送、新聞や県広報紙等を通して、同和問題をはじめ女性や子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、HIV感染者・ハンセン病患者等、性的少数者など様々な人権問題に関する啓発に努めています。

イ 課題

これまでの様々な啓発の取組みにもかかわらず、依然として、学校や地域、家庭、職場において偏見や差別が見られます。

特に、情報化の進展に伴い、電子掲示板やホームページ、メール、SNSなどに個人や団体を誹謗中傷する内容が書き込まれるなど、インターネット上の人権侵害が問題となっています。

「県民意識調査」の結果を見ると、社会の中で起こる様々な偏見や差別について、例えば、「外国人に対する差別的取扱い」を差別であるとした人が、「伝統的な男女性差意識」は差別ではないと答えるなど、個人が差別と判断する基準は一定していないことがわかります。

また、偏見や差別である事象について、「いちがいには(差別とは)いえない」と答えた人も一定数いることが明らかになっています。

さらに、「ひのえうま」の生まれということでは結婚を避けようとする風習など非科学的なものの見方、考え方が残っていることがうかがえます。

このような非科学的で不合理な慣習が、社会で共有され、私たちの判断や行動に影響を与えている精神風土が、偏見や差別を温存する土壌ともなっています。

(図5：社会の中で起こる様々な差別事象について)

「人権問題への関心度」については、全体の約3割の人が「あまり関心がない」「ほとんど・まったく関心がない」と答えています。

さらに、「人権を侵害された経験」については、4割弱の人が「何らかの人権侵害を受けた経験がある」と回答しています。

(図6：人権を侵害された経験について)

これまで、本県では、国や市町村と連携を図り、人権が尊重される社会の確立に向けて、人権啓発の取組みを進めてきました。しかし、依然として、様々な課題が残されています。

ウ 施策の基本方向

様々な人権問題を当事者の問題から自分の問題として捉えることが重要であり、自分の人権と同様に他の人々の人権を尊重する人権の共存の視点で啓発活動を推進します。

(ア) 県民に対する啓発活動の強化

「県民意識調査」の結果を見ると、人権について「あまり関心がない」「ほとんど、全く関心がない」と答えた人のうち、特に20代の男性と30代の女性の割合が高いことが注目されます。

そこで、若い世代に対し、人権問題を自分の課題として考え、理解を深められるよう、内容や手法に創意工夫を凝らして啓発を推進していきます。

また、啓発活動への接触度と人権問題への関心の高さには、はっきりとした相関関係が見られます。

人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、啓発活動の一層の充実に努めます。

(イ) 身近できめ細かな啓発活動の推進

人権という文化が、県民の精神風土として育まれるためには、家庭、学校、地域、職場における身近な問題をテーマとした啓発が大切です。

日常生活で起こる身近な問題をテーマとしながら、さまざまな啓発手法・媒体を活用して、きめ細かな啓発活動を推進します。

(ウ) 地域に密着した啓発活動の支援

人権啓発は、住民に身近な場所で、身近な問題をテーマとして行うことが効果的であることから、市町村が実施する地域に密着した啓発活動を引き続き支援します。

特に、*隣保館は、1999年(平成11年)の*人権擁護推進審議会答申にあるように、人権意識の普及と高揚を図る上で大きな役割を果たしてきました。今後も、隣保館が、地域に密着したコミュニティーセンターとして、地域社会の中で人権啓発や人権課題の解決のための相談等に積極的に取り組めるよう支援します。

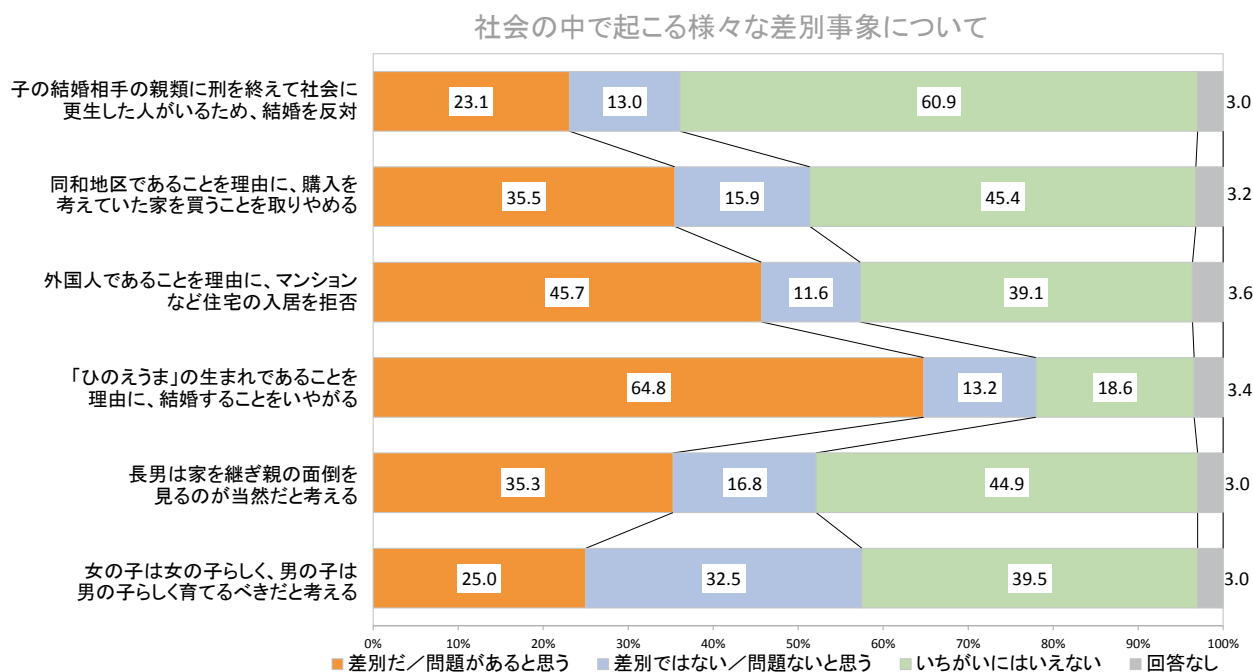
(エ) 福岡県人権啓発情報センターの充実・強化

福岡県人権啓発情報センターを1996年(平成8年)に設置し、県民啓発の拠点施設として様々な啓発事業を展開してきました。今後とも、県民啓発を担う中核として事業の一層の充実に努めます。

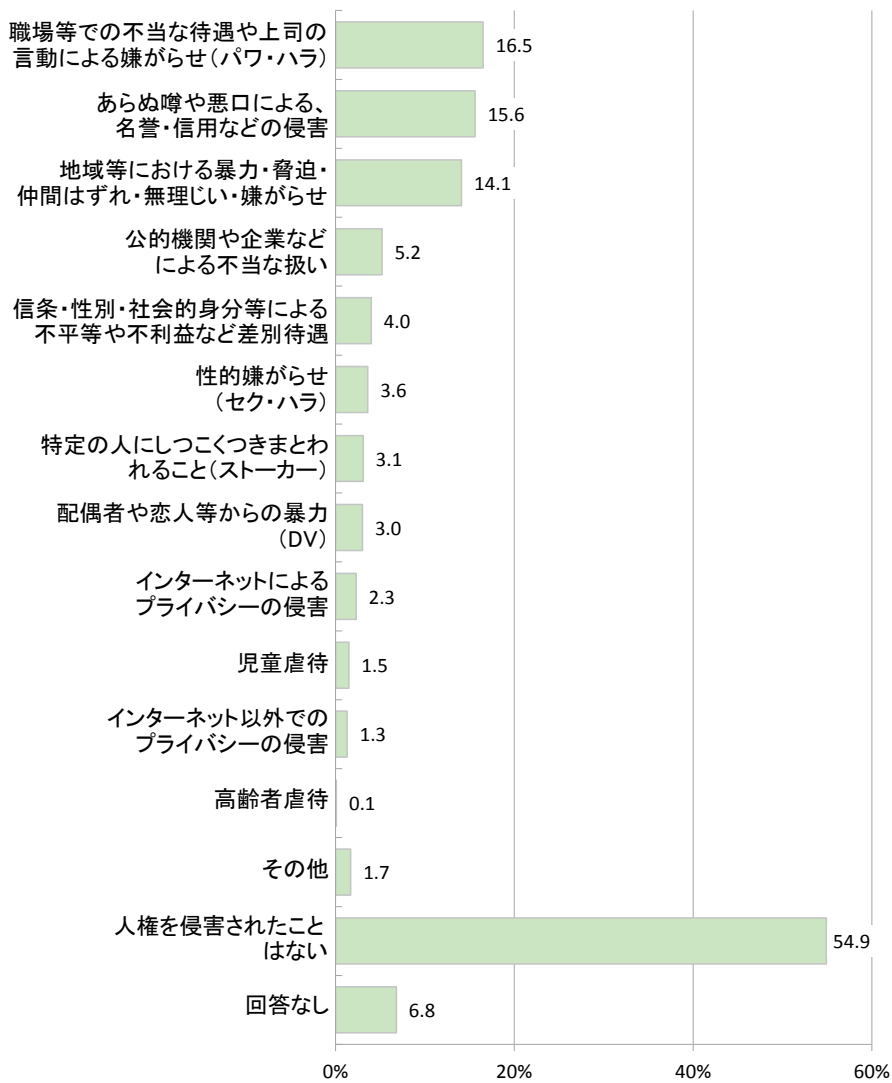
(オ) 市町村、関係団体との役割分担と連携

人権啓発を効果的に推進するために、市町村や関係団体とその役割分担を明確にし、連携を図り、整合性のある啓発活動に取り組みます。

図5



人権を侵害された経験について



(2) 企業における取組み

ア これまでの取組み

企業は、社会の一員として、顧客・従業員・株主・地域住民・社会一般に対し、社会的に責任を負っており、人権の視点で企業活動を行っていくことが求められています。

1975年(昭和50年)に発覚した*「部落地名総鑑」事件を契機として、同和問題解決のための企業の社会的責任が強く求められるようになり、「企業内同和問題研修推進員制度」(現在の*「公正採用選考人権啓発推進員制度」)が設けられました。

1999年(平成11年)には、職業安定法の改正に伴い、同法に基づく*「労働者の募集に関する指針」が示され、社会的差別の原因となる求職者等の個人情報の収集禁止や新規高等学校卒業予定者の採用選考の際の全国高等学校統一用紙の使用等が明記されました。

今日、企業における公正な採用選考及び人権・同和問題に関する研修は、「公正採用選考人権啓発推進員」を中心に取り組まれています。

国及び県においては、企業が社会的責任を自覚し、上記の推進員が人権啓発活動を円滑に推進できるよう、事業者や事業者団体を対象とする研修会の開催や啓発冊子「企業と人権ー公正な採用選考ー」の作成・配布、企業内研修の際の講師のあっせん、啓発ビデオ等教材の提供により支援しています。

また、仕事と子育ての両立を支援し、職場における男女共同参画を促進するほか、高齢者・障がいのある人の雇用の場の確保など人権に配慮した施策を推進しています。

イ 課題

本人の適性と能力に基づかない不適切な採用選考や、近年では、エントリーシート(インターネットによる応募入力画面を含む。)における就職差別のおそれのある項目の設定が見受けられるなど、就職における機会均等の確保は不十分な状況であり、また、障がいのある人の雇用は、徐々に改善されているものの、いまだ*法定雇用率の達成には至っていません。

さらに、賃金や昇進などの面での男女の均等な待遇の確保の問題やセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント、長時間労働、賃金不払残業、過労死などの問題が発生しています。

1999年(平成11年)の人権擁護推進審議会答申でも指摘されているように「企業等の事業所は、その社会的責任を自覚し、公正な採用を促進するとともに、公正な配置昇進などの事業所内における人権の尊重を確保する」ことが引き続き重要な課題となっています。

また、組織の社会的責任に関する国際規格として、2010年(平成22年)に発行

されたISO26000(社会的責任に関する手引き)においても、中核主題の一つとして「人権」が位置づけられ、企業が社会的責任を果たすうえで考慮すべき要素とされています。

ウ 施策の基本方向

企業が社会的責任をさらに自覚し、人権を大切にする企業づくりや人権尊重の意識の高い職場づくりが進むよう、事業者や事業者団体に対する啓発に努めます。

(ア) 企業啓発の推進

「企業は、公正かつ自由な競争の下、社会に有用な付加価値および雇用の創出と自律的で責任ある行動を通じて、持続可能な社会の実現を牽引する役割を担う。」((一社)日本経済団体連合会*「企業行動憲章」)ものです。

企業は、その社会的責任を自覚し、人権に配慮した企業活動が求められています。

このため、事業者やそこで働く人々の人権意識を高め、このことが企業活動に反映されるよう、企業内で取り込まれる啓発活動に、情報や教材の提供、研修講師のあっせんを行うほか、研修担当者の資質向上のための研修を実施します。

(イ) 人権尊重の企業づくり

企業で働く一人ひとりが希望にあふれ、その能力を発揮して生き生きとして働ける職場を実現するためには、企業で働くすべての人の人権が尊重されることが必要です。

このため、人権が尊重される職場づくりに向けて自主的な取り組みが行われるよう、事業者や事業者団体に対して、様々な機会をとらえて啓発に努めます。

(ウ) 公正な採用選考の実現

公正な採用選考が実施されるためには、応募者本人の有する適性・能力を引き出し、これを有効に発揮させるという観点に立つことが必要です。

このため、職業安定法に基づく「労働者の募集に関する指針」や国、県、学校及び事業者団体等で構成する福岡県高等学校卒業生就職問題連絡協議会における公正な採用選考に当たっての「申合せ」の周知徹底に努めます。

また、企業内の取組みの中心となる推進員の設置を促進し、事業主や人事担当責任者等に対する実効ある研修の推進等、就職の機会均等を確保するため、関係行政機関が相互に連携・協力して啓発に努めます。

3 特定職業従事者に対する取組み

人権教育・啓発の推進に当たっては、社会のあらゆる人々を対象に、あらゆる機会を通して実施していく必要があります。「人権教育のための国連 10 年に関する国内行動計画」においては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者として、教職員、医療関係者、福祉関係者、警察職員、公務員、マスメディア関係者等(特定職業従事者)を掲げ、これらの者に対して、人権尊重の精神を養うための研修を重点的に実施することを求めています。

これら特定職業従事者については、その職務の性質上、特に人権への配慮が必要とされ、住民から信頼されることが何よりも重要であることから、これまでも各職場や関係機関等において様々な研修が実施されてきましたが、今後も一層の充実を図ります。

その際、人権尊重の理念についての認識を高め、きめ細かな人権感覚と実践力が身に付けられるよう内容や手法を工夫し、職種や職務に応じた研修を実施します。

また、各職場や関係機関等による研修が充実したものとなるよう、情報の提供や講師の紹介等についても積極的な支援に努めます。